

平成24年5月2日

原子力安全・保安院

地震被害情報（5月2日14時00分現在）を更新しました
（第408報）

原子力安全・保安院が現時点で把握している東京電力(株)福島第一原子力発電所の状況は、以下のとおりです。

前回からの主な変更点は以下のとおり。

1. 原子力発電所関係

- ・淡水化装置の蒸発濃縮廃液タンクにおいて空気抜き配管から水の漏えいを確認（4月29日16:20頃）。漏えいが発生した現場は砂利部分であり、漏えいの範囲は約2m×約2m。当該タンク下に受け容器を設置し、漏えい拡大防止を実施。漏えい水の海洋へ繋がる排水溝等への放出はない。

湿った地面の表面線量率は γ 線が2mSv/h、 β 線が0mSv/h、また、受け容器に溜まった水の表面線量率は γ 線が1mSv/h、 β 線が0mSv/hで、周辺の雰囲気線量率と同程度。

空気抜き配管から水を一部抜くことにより、漏えいは停止（同日19:10頃）。漏えい水の分析結果は、以下のとおり。

I-131 検出限界値未満 ($< 2.1 \times 10^0 \text{ Bq/cm}^3$)

Cs-134 2. $9 \times 10^1 \text{ Bq/cm}^3$

Cs-137 4. $2 \times 10^1 \text{ Bq/cm}^3$

全 β 濃度 3. $9 \times 10^3 \text{ Bq/cm}^3$

漏えいが発生したタンクから採取した上澄み水の核種分析の結果は以下のとおり。

I-131 検出限界値未満 ($< 2.1 \times 10^0 \text{ Bq/cm}^3$)

Cs-134 2. $7 \times 10^1 \text{ Bq/cm}^3$

Cs-137 4. $0 \times 10^1 \text{ Bq/cm}^3$

全 β 濃度 4. $1 \times 10^3 \text{ Bq/cm}^3$

漏えい水の分析結果とほぼ同一の値であることから、漏えいした水はタンク内の水であると判断(5月1日)。

2. 原子力安全・保安院の対応

【5月2日】

- ・原子力安全・保安院は、東京電力株式会社に対し、汚染水の処理設備の稼働後速やかに、同社福島第一原子力発電所内の汚染水の貯蔵及び処理の状況

並びに当該状況を踏まえた今後の見通しについて当院に報告を求めている
(平成23年6月9日お知らせ済み)。

本日(平成24年5月2日) 同社から報告書を受領。

<飲食物への指示>

○出荷制限の指示(5月1日)

- ・宮城県白石市及び丸森町において産出されたタケノコ
- ・福島県相馬市、伊達市、国見町及び三春町において産出されたクサソテツ(コゴミ)
- ・福島県いわき市、相馬市、伊達市及び桑折町において産出された野生タラノメ
- ・栃木県那須塩原市及び那須町において産出されたタケノコ
- ・栃木県大田原市及び那須町において産出された野生クサソテツ(コゴミ)
- ・栃木県大田原市、那須町及び茂木町において産出された野生コシアラブ
- ・栃木県宇都宮市及び日光市において産出された野生サンショウ
- ・栃木県那須町において産出された野生タラノメ

(本発表資料のお問い合わせ)

原子力安全・保安院

原子力安全広報課：佐藤、足立

電話：03-3501-1505

03-3501-5890

(本資料は、4月以降の情報を掲載しています。)

1 発電所の運転状況【自動停止号機数：10基】

○東京電力(株)福島第一原子力発電所(福島県双葉郡大熊町及び双葉町)

(1) 運転状況

- 1号機(46万kW)(自動停止)
- 2号機(78万4千kW)(自動停止)
- 3号機(78万4千kW)(自動停止)
- 4号機(78万4千kW)(定検により停止中)
- 5号機(78万4千kW)(定検により停止中、3月20日14:30冷温停止)
- 6号機(110万kW)(定検により停止中、3月20日19:27冷温停止)

(2) モニタリングの状況

東京電力 HP (<http://www.tepco.co.jp/nu/fukushima-np/f1/index-j.html>) 参照

(3) 主なプラントパラメーター

東京電力 HP (<http://www.tepco.co.jp/nu/fukushima-np/index-j.html>) 参照

(4) 各プラント等の状況

<1号機関係>

- ・1号機タービン建屋地下の滞留水を2号機タービン建屋地下へ移送(4月7日9:31~4月8日9:18、4月27日14:49~4月29日9:05)
- ・1号機の温度計関連作業を実施していたところ、原子炉压力容器底部温度計(130°方向)の信号が本来の記録計の入力位置に加え、他の温度計(15°方向)の入力位置に接続され、当該温度計(15°方向)の信号が除外されていたことを確認。誤接続されたことについては現場の状況に関し、詳細確認を実施。他の箇所でも同様の事象が発生していないか調査を実施する予定。当該温度計は保安規定に定める監視対象計器であるが、当該温度計は過去に指示不良であることが確認されていることから、保安規定の監視対象計器から除外。なお、原子炉压力容器温度は他の温度計で継続して監視中。
- ・窒素封入量が0Nm³/hであることを確認。(4月4日10:55頃)。現場確認の結果、圧縮機故障警報により窒素供給装置が停止していることを確認。窒素供給装置の予備機を起動(同日12:16)し、各号機へ窒素封入を再開(同日12:29)。(現在のところ原子炉格納容器内の温度、圧力等のパラメータ及び水素濃度に有意な変動はない。)
- ・窒素封入量が0Nm³/hであることを確認。(4月7日17:00)。現場確認の結果、圧縮機故障警報により窒素供給装置が停止(同日16:43)していることを確認。窒素供給装置の予備機を起動(同日17:43)し、各号機へ窒素封入を再開(同日17:56)。(現在のところ原子炉格納容器内の温度、圧力等のパラメータ及び水素濃度に有意な変動はない。)

- ・原子炉圧力容器へ処理水を注水中（5月2日14:00現在）

< 2号機関係 >

- ・タービン建屋地下の滞留水を雑固体廃棄物減容処理建屋へ移送（3月20日10:14～4月6日9:43、4月11日9:26～4月13日10:04、4月14日15:27～5月1日9:30）
- ・タービン建屋地下の滞留水を集中廃棄物処理施設へ移送（4月6日10:08～4月9日9:21、4月13日10:29～4月14日15:04）
- ・トレンチ等の調査において $10^3\text{Bq}/\text{cm}^3$ オーダーの溜まり水が確認された2号機ポンプ室循環水ポンプ吐出弁ピット内の溜まり水を2号機タービン建屋地下へ移送（2月20日10:11～17:11、2月21日9:50～15:34、2月22日9:43～15:58）

その後、ピット内の水位の上昇が再び確認されており、2月22日の移送終了後、水位上昇傾向（1日平均約0.15m）が見られ、3月6日現在O.P.約2.0mとなっており、移送前の水位でほぼ安定。

ピット内にコンクリートを充填するため、ピット内の滞留水の2号機タービン建屋への移送を実施（4月15日12:28～18:04、4月16日8:04～18:11、4月17日8:32～14:50、4月22日9:23～13:31）。

2号機ポンプ室循環水ポンプ吐出弁ピット内にコンクリートを充填する作業を完了（4月29日）

- ・2号機原子炉圧力容器温度監視温度計の1つについて、温度上昇率が大きいこと（瞬時に 6.1°C 上昇）を確認（4月14日21時頃）。温度計異常の可能性ありと判断したことから、当該温度計の直流抵抗測定を実施（同日22:36～22:57）。直流抵抗測定値（ 222.97Ω ）は定期検査時の直流抵抗平均値（ 300.47Ω ）の1.1倍を超過していないが、事故後における直流抵抗値の最小値（ 151.06Ω ）と比較して増加量が30%以上であることを確認し、また、温度トレンド評価において「正しい値を示していないと工学的に判断できない」と判断されたことから、当該温度計は「参考用に使用」（監視計器から除外）と判断した（4月15日0:20）。
- ・窒素封入量が $0\text{Nm}^3/\text{h}$ であることを確認。（4月4日10:55頃）。現場確認の結果、圧縮機故障警報により窒素供給装置が停止していることを確認。窒素供給装置の予備機を起動（同日12:16）し、各号機へ窒素封入を再開（同日12:29）。（現在のところ原子炉格納容器内の温度、圧力等のパラメータ及び水素濃度に有意な変動はない。）
- ・窒素封入量が $0\text{Nm}^3/\text{h}$ であることを確認。（4月7日17:00）。現場確認の結果、圧縮機故障警報により窒素供給装置が停止（同日16:43）していることを確認。窒素供給装置の予備機を起動（同日17:43）し、各号機へ窒素封入を再開（同日17:56）。（現在のところ原子炉格納容器内の温度、圧力等のパラメータ及び

水素濃度に有意な変動はない。)

- ・イオン交換装置による使用済燃料プールの塩分除去を開始(4月12日10:06)
- ・2号機原子炉圧力容器温度監視温度計の1つについて、温度上昇率が大きいこと(瞬時に6.1℃上昇)を確認(4月14日21時頃)。温度計異常の可能性ありと判断したことから、当該温度計の直流抵抗測定を実施(同日22:36～22:57)。直流抵抗値が事故後における直流抵抗値の最小値と比較して増加量が30%以上であることを確認し、また、温度トレンド評価において「正しい値を示していないと工学的に判断できない」と判断されたことから、当該温度計は「参考用に使用」(監視計器から除外)と判断した(4月15日0:20)。
- ・2号機原子炉圧力容器温度監視温度計の1つについて、当該温度計の直流抵抗測定を行った結果、直流抵抗測定値(304.16Ω)が定期検査時の直流抵抗平均値(199.17Ω)と比較して1.1倍を超過していることを確認し、また、温度トレンド評価においても「正しい値を示していないと工学的に判断できる」ことから、「故障」と扱い、当該温度計を参考温度計から除外(4月18日17:00)。
- ・2号機原子炉格納容器の圧力が上昇傾向であることから、原子炉格納容器ガス管理システムの排気流量調整(約17Nm³/h→約38Nm³/h)を実施(4月24日10:30～11:59)。
- ・原子炉圧力容器へ処理水を注水中(5月2日14:00現在)

<3号機関係>

- ・タービン建屋地下の滞留水を雑固体廃棄物減容処理建屋へ移送(4月3日10:08～4月5日14:54、4月10日13:31～4月13日11:04、4月13日13:47～4月17日8:44、4月20日9:33～4月26日7:31、4月29日9:43～)
- ・タービン建屋地下の滞留水を集中廃棄物処理施設へ移送(3月30日9:26～4月3日9:50)
- ・トレンチ等の調査において10²Bq/cm³オーダーの溜まり水が確認された3号機ポンプ室循環水ポンプ吐出弁ピット内の溜まり水を2号機タービン建屋地下へ移送(3月1日8:26～15:18)
その後、ピット内の水位の上昇が再び確認されており、3月1日の移送終了後に約0.2m上昇し、3月6日現在、O.P.約2.9mで安定している。現在、原因調査中。
- ・窒素封入量が0Nm³/hであることを確認。(4月4日10:55頃)。現場確認の結果、圧縮機故障警報により窒素供給装置が停止していることを確認。窒素供給装置の予備機を起動(同日12:16)し、各号機へ窒素封入を再開(同日12:29)。
(現在のところ原子炉格納容器内の温度、圧力等のパラメータ及び水素濃度に有意な変動はない。)
- ・窒素封入量が0Nm³/hであることを確認。(4月7日17:00)。現場確認の結果、

圧縮機故障警報により窒素供給装置が停止(同日 16:43)していることを確認。窒素供給装置の予備機を起動(同日 17:43)し、各号機へ窒素封入を再開(同日 17:56)。(現在のところ原子炉格納容器内の温度、圧力等のパラメータ及び水素濃度に有意な変動はない。)

- ・ 使用済燃料プール塩分除去装置の本格運転を開始(4月11日 14:47)。
- ・ 原子炉圧力容器へ処理水を注水中(5月2日 14:00 現在)

< 4号機関係 >

- ・ 使用済燃料プールの一次冷却系循環ポンプ入口圧力低下に伴い、当該ポンプ入口ストレーナ清掃作業のため、当該ポンプを停止し使用済燃料プールの冷却を停止(4月4日 13:50～15:01、4月6日 13:14～15:29)(停止時水温 25℃、起動時水温 25℃)
- ・ 4号機の使用済燃料プール冷却系において「熱交換機ユニット漏えい流量大」の警報が発生し、当該冷却系が停止(4月12日 14:44)。(現在のプールの温度は 28℃、温度上昇率については 0.532℃/h と評価している。)

現地調査の結果、当該冷却系にヒドラジンを注入する配管に設けられた逆止弁からヒドラジンの漏えいを確認(同日 15:04)したため、ヒドラジンの注入弁を閉止。漏えい量は約 0.02 リットルで、漏えいが停止したことを確認(同日 16:51)

また、4号機廃棄物処理建屋1階東側において、当該冷却系のフランジ部から冷却水が漏えいしていることを確認(同日 15:10)。当該フランジを増し締め(同日 15:55)し、漏えいは停止。漏えい量は約 40 リットル。漏えい水のサンプリング結果は、Cs-134: $7.12 \times 10^1 \text{Bq/cm}^3$ 、Cs-137: $1.05 \times 10^1 \text{Bq/cm}^3$ 、Mn-54: $2.22 \times 10^0 \text{Bq/cm}^3$ 、Co-60: $4.14 \times 10^1 \text{Bq/cm}^3$ 。(2箇所以外の部分で漏えいがないことを確認しており、外部への放射能の影響はない。)

漏えいしたヒドラジン及び冷却水は建屋内に留まっており、外部への漏えいはない。

原因は、使用済燃料プール冷却系の停止後、ヒドラジンが継続注入されたことで、系統の一部が加圧状態になり、漏えいが発生したと推定。漏えいが発生した一次系のフランジパッキンを交換し、使用済燃料プール代替冷却系を再起動(4月13日 16:04)。その後、流量計の計装配管内に若干のエアの混入が見られたため、流量計のエアベントを実施(同日 17:35～17:56)。その上で、通常流量に調整し、流量検出器も正常に動作していることを確認(同日 18:10)。(運転再開後のプール温度は約 35℃(停止時約 28℃))

- ・ 4号機使用済燃料プールについて、塩分除去装置の本格運転を開始(4月27日 16:03～)

< 5号機, 6号機関係 >

<その他>

- ・サイトバンカ建屋からプロセス主建屋へ滞留水を移送(4月10日9:30~16:52、4月18日9:25~15:45、4月28日7:24~13:17)

- ・凍結が原因と思われる水の漏えいを以下のとおり30箇所で見出し(1月28日~)。漏えいした水は、ろ過水が22箇所、処理水が8箇所。

[1] 原子炉循環冷却用の常用高台炉注水ポンプ(B)付近からの漏えい

漏えい水：処理水（表面線量はガンマ線、ベータ線ともバックグランドレベル（周辺と同等のレベル））

漏えい量：約9リットル

[2] 蒸発濃縮装置脱塩器付近の弁接続部からの漏えい

漏えい水：処理水（表面線量はガンマ線、ベータ線ともバックグランドレベル（周辺と同等のレベル））

漏えい量：約8リットル

[3] 淡水化処理装置廃液供給ポンプ付近のB系配管接続部からの漏えい

漏えい水：処理水（表面線量はガンマ線はバックグランドレベル（周辺と同等のレベル）、ベータ線は2.0mSv/h）

漏えい量：約0.5リットル

[4] 原子炉循環冷却用の非常用高台炉注水ポンプ(C)付近からの漏えい

漏えい水：処理水（表面線量はガンマ線、ベータ線ともバックグランドレベル（周辺と同等のレベル））

漏えい量：約600リットル

海等への漏えいについて、漏えい発生箇所から下流側の排水路内水の全ベータ線核種分析の結果、漏えい水に比べて1万分の1オーダーの低さであることから、海洋への流出はない見込み。

[5] 淡水化処理装置廃液供給ポンプのA系バイパスラインからの漏えい

漏えい水：処理水（表面線量はガンマ線0.6 mSv/h、ベータ線35 mSv/h）

漏えい量：約10リットル

[6] 3号機復水貯蔵タンクからの水を用いる2号機炉注水ポンプ付近からの漏えい

漏えい水：処理水（表面線量はガンマ線、ベータ線ともバックグランドレベル）

漏えい量：約4リットル

[7] 3号機復水貯蔵タンクからの水を用いる3号機炉注水ポンプ付近からの漏えい

漏えい水：処理水（表面線量はガンマ線、ベータ線ともバックグランドレベル）

漏えい量：約4リットル

[8] 蒸発濃縮装置脱塩器樹脂移送ラインからの漏えい

漏えい水：蒸発濃縮装置で処理後の凝縮水（表面線量はガンマ線、ベータ線ともバックグランドレベル）

漏えい量：約 0.5 リットル

[9] 原子炉循環冷却用の常用高台炉注水ポンプ (A) の配管フランジ部からの漏えい

漏えい水：処理水（表面線量はガンマ線、ベータ線ともバックグランドレベル）、

漏えい量：約 10 ミリリットル（現在、漏えいは停止。）

核種分析の結果 I-131：検出限界値未満、Cs-134： $4.3 \times 10^{-2} \text{Bq/cm}^3$ 、

Cs-137： $5.4 \times 10^{-2} \text{Bq/cm}^3$ ）

[10] 6号機循環水ポンプ用モータ冷却水ラインからの漏えい

漏えい水：純水（非汚染水）

漏えい量：約 7000 リットル

[11] 3号機使用済燃料プールろ過水ヘッダラインからの漏えい

漏えい水：ろ過水（非汚染水）

漏えい量：約 50 リットル

[12] 4号機使用済燃料プール代替冷却の2次系エアフィンクーラからの漏えい

漏えい水：ろ過水（非汚染水）

漏えい量：約 40 リットル

[13] 蒸発濃縮装置ボイラB系からの漏えい

漏えい水：ろ過水（非汚染水）

漏えい量：C系[14]と合わせて約 25 リットル

[14] 蒸発濃縮装置ボイラC系からの漏えい

漏えい水：ろ過水（非汚染水）

漏えい量：B系[13]と合わせて約 25 リットル

[15] 使用済燃料プール冷却装置送水ヘッダからの漏えい

漏えい水：ろ過水（非汚染水）

漏えい量：約 9 リットル

[16] 蒸発濃縮装置給水タンクろ過水供給ラインからの漏えい

漏えい水：ろ過水（非汚染水）

漏えい量：約 18 リットル

[17] 純水装置ろ過水配管からの漏えい

漏えい水：ろ過水（非汚染水）

漏えい量：約 1 リットル

[18] 純水装置再生水ラインからの漏えい

漏えい水：ろ過水（非汚染水）

漏えい量：約 9 リットル

- [19] 蒸発濃縮装置 3B シール水冷却器出口ラインからの漏えい
漏えい水：ろ過水（非汚染水）、
漏えい量：約 30 リットル
- [20] 原子炉循環冷却用の常用高台炉注水ポンプ (B) 入口ろ過水用配管付近からの漏えい
漏えい水：ろ過水（非汚染水）、
漏えい量：確認中
- [21] 蒸発濃縮装置 3A シール水冷却器出口ラインからの漏えい
漏えい水：ろ過水（非汚染水）、
漏えい量：確認中
- [22] 原子炉循環冷却用の常用高台炉注水ポンプ (C) 入口ろ過水用配管付近の弁の損傷
漏えい水：ろ過水（非汚染水）、
漏えい量：当該部表面の水が凍結しており、31 日朝の時点で漏えいは確認されていない
- [23] 蒸発濃縮装置ボイラ A 系からの漏えい
漏えい水：ろ過水（非汚染水）
漏えい量：約 20 リットル
- [24] No. 2 ろ過水タンクに接続された弁付近からの漏えい
漏えい水：ろ過水（非汚染水）
漏えい量：約 20 リットル
- [25] 純水タンク脇炉注水ポンプ (2 号用電動ポンプ) からの漏えい
漏えい水：ろ過水（非汚染水）
漏えい量：約 10 リットル
- [26] ろ過水を純水化する水処理建屋内の配管フランジ部からの漏えい
漏えい水：ろ過水（非汚染水）
漏えい量：約 0.25 リットル
- [27] ろ過水を純水化する水処理建屋内のドレン弁からの漏えい
漏えい水：ろ過水（非汚染水）
漏えい量：約 0.25 リットル
- [28] 純水移送ラインの配管フランジ部からの漏えい
漏えい水：ろ過水（非汚染水）
漏えい量：確認中
- [29] 4 号機使用済燃料プール代替冷却の 2 次系エアフィンクーラからの漏えい
漏えい水：ろ過水（非汚染水）
漏えい量：約 1 リットル
- [30] 使用済燃料プールの水張りラインの送水ヘッダ予備弁のフランジ部からの漏えい

漏えい水：ろ過水（非汚染水）

漏えい量：約 20 リットル

なお、近傍の側溝からの流出防止のため、土嚢の設置を完了。漏えい水の海への流出はない。

- ・ 集中廃棄物処理施設と雑固体廃棄物減容処理建屋の間にあるトレンチ（共用プールダクト）のたまり水について、水位が上昇してきたことから、雑固体廃棄物減容処理建屋へ移送を実施（3 月 14 日 15:35～3 月 15 日 8:20、4 月 25 日 15:08～4 月 26 日 7:38）。
- ・ 淡水化装置（逆浸透膜式）から濃縮水を濃縮水貯槽に送る配管（耐圧ホース）より漏えいを確認（3 月 26 日 8:30 頃）。東京電力によると漏れた水の一部は排水溝へ流れ込んでおり、現在、発電所敷地外への放出の有無について確認中。淡水化装置（逆浸透膜式）を停止し、水の漏えいはほぼ停止（同日 9:00 頃）。本事象に関連し、セシウム吸着装置（3 月 26 日 17:00）及び第二セシウム吸着装置（3 月 26 日 17:29）を停止。

その後、現場を詳細に確認したところ、漏れた水の一部が、付近の一般排水用の排水溝に流れ込んでいることが確認されたため、漏れた水、排水溝内の水（上流側および下流側）、1～4号機側放水口から南側に約 300m 離れた一般排水用の排水溝出口付近の海水及び淡水化装置濃縮水について、サンプリングを実施。分析結果及び現場状況より、一般排水用の排水溝出口から放射性物質を含む水が海に流出したものと判断。調査の結果、東京電力では、漏れは排水溝を跨いでいる箇所においてホースを繋いでいるフランジからホースが外れたことにより発生し総漏えい量は約 120t、排水溝へ流出した量は最大で約 80 リットルと推定。漏えい箇所周辺に滞留していた水について、タンクへの移送を実施。

本事象に関して、以下の対策を実施。

- ・ 漏えいが発生した当該ホースの交換（3 月 26 日）
- ・ 排水溝を跨いでいる他のホース（10 本）について、フランジの有無及び漏えいの有無を確認
- ・ 排水溝跨ぎ部周辺への土嚢、鉄板の追設

上記の漏えいによる係る応急対策が終了したことから、第二セシウム吸着装置を起動（3 月 28 日 9:10）し、定常流量（40.0m³/h）に到達（同日 9:20）。また、淡水化装置（逆浸透膜式）2 系統をそれぞれ起動（同日 12:07、12:13）。その後、セシウム吸着装置を起動し、定常流量（19.1m³/h）に到達（同日 14:32）。その後、排水路内を流れている水のサンプリング結果、排水路内の土砂等に放射性物質が付着している可能性があることから、排水路内の清掃を実施（3 月 27 日～30 日）。3 月 31 日に排水路内の水をサンプリングした結果、 γ 核種と全 β 放射能を検出したが、排水路内に残留した放射性物質が検出されたものと推定。また、3 月 28 日から 4 月 1 日までの南放水口付近のサンプリング結果、3 月 31 日に全 β 放射能を検出しているが、排水路内に残留した放射性

物質が雨によって流されたものと推定。なお、放射性物質が検出されたことから現場状況を確認し新たな漏えいがないことを確認（4月1日）。

- ・第二セシウム吸着装置が自動停止（4月5日1:05頃）。原因調査の結果、操作パネルに運転員が誤って接触したことによるものと判明。再発防止対策として、保護カバーの設置等を実施。なお、停止時の現場確認では漏えい等の異常はない。
- ・淡水化装置（逆浸透膜式）の濃縮水移送ラインの流量が上昇したため、同装置を手動停止（4月5日1:10）。配管からの漏えいの可能性があることから、前後の弁を閉止。現場を確認したところ、配管近傍に漏えい水を確認。漏えいは停止。漏えい箇所は淡水化装置から濃縮水を濃縮水貯槽に送る配管であることを確認。

状況の確認の結果、濃縮水移送ラインの流量が増加（約50t/h→約70t/h）（4月5日0:06～0:13）し、濃縮水供給ポンプが自動停止（同日0:13）しており、その後、濃縮水供給ポンプの起動・停止操作（運転時間は約3分間）を3回実施（同日0:52～1:00）していたことを確認。系外への漏えい量は約12m³と推定。現場状況から、最大12m³の水がU字溝及び排水溝を経由して、海に流出した可能性があると推定。

漏えい水、排水溝内の水（下流側）、排水溝出口付近の海水についてサンプリング結果は以下のとおり。

漏えい水（Cエリアたまり水）

Cs-134 : $6.9 \times 10^0 \text{Bq/cm}^3$ 、Cs-137 : $9.8 \times 10^0 \text{Bq/cm}^3$
全β : $1.3 \times 10^5 \text{Bq/cm}^3$

排水路下流側 Cs-134 : $1.3 \times 10^0 \text{Bq/cm}^3$ 、Cs-137 : $1.9 \times 10^0 \text{Bq/cm}^3$
全β : $3.3 \times 10^4 \text{Bq/cm}^3$

排水路下流堰② Cs-134 : $2.7 \times 10^{-1} \text{Bq/cm}^3$ 、Cs-137 : $3.6 \times 10^{-1} \text{Bq/cm}^3$
全β : $5.6 \times 10^3 \text{Bq/cm}^3$

排水路下流堰③ Cs-134 : $6.0 \times 10^{-2} \text{Bq/cm}^3$ 、Cs-137 : $5.6 \times 10^{-2} \text{Bq/cm}^3$
全β : $2.6 \times 10^1 \text{Bq/cm}^3$

南放水口 Cs-134 : 検出限界値未満、Cs-137 : 検出限界値未満
全β : 検出限界値未満

漏えいした配管については、濃縮水供給ポンプ出口から濃縮水貯槽間のホースをポリエチレン管に交換。その後、淡水化装置を起動し廃液淡水化装置供給タンク内の水を処理して淡水を生成（4月8日9:50～21:43）。それに伴って発生する淡水化装置濃縮水は、交換したポリエチレン管を通じて濃縮水貯槽に貯水。

本事象に関して、以下の応急対策を実施。

- ・漏えい箇所への吸水材の設置、U字溝と一般排水口の接続部への土のう設置
- ・排水路内に溜まった漏えい水の回収及び排水路洗浄と洗浄水の回収

- ・漏えい拡大防止策として、サプレッションプール水サージタンク（B）から淡水化装置へ移送する配管に対する土のうの設置（排水路、マンホール付近等）
- ・濃縮水供給ポンプ出口から濃縮水貯槽間のホースをポリエチレン管に交換。

上記の応急対策が完了したことから、淡水化装置（逆浸透膜式）を起動（4月9日 21:52）。その後、第二セシウム吸着装置も起動（4月10日 9:48）し、定常流量（40.0m³/h）に到達（同日 9:50）

- ・2号機原子炉建屋と3号機原子炉建屋間の道路で、3号機原子炉建屋上部のガレキ撤去工事に使用する重機から燃料（軽油）が当該車両の下部にある鉄板に約1.5m×1mにわたって漏れていることを確認（4月12日 12:20頃）し、消防へ通報（同日 12:40頃）。（外部への放射能の影響はない。）現場確認の結果、重機の燃料供給ラインにある燃料油フィルタ破損により燃料油が滴下していることを確認。漏えい箇所油吸着マット及び受け缶を設置した。油の滴下は停止。（消防本部及び富岡消防署による現場確認の結果、事故ではないとの判断。）

- ・定例のプラントデータ確認において、1～3号機の窒素ガス封入量及び圧力が低下していることを確認（4月13日 1:00頃）。このため、現場を確認したところ、1時04分に「圧縮機故障」警報により窒素供給装置（窒素ガス分離装置（B））が停止していることを確認（同日 1:30）。

その後、高台窒素ガス分離装置を起動（同日 3:10）し、各号機への窒素ガス封入を開始（同日 3:46）。また、停止していた窒素ガス分離装置（B）についても再起動（同日 4:04）し、窒素ガス封入を再開（同日 4:20）。

窒素ガス分離装置（B）と高台窒素ガス分離装置を並列運転した状態で、装置の健全性を確認していたが、要因と考えられる吸い込みフィルタ養生を取り外し後、窒素分離装置、圧縮機の異音、漏えいを確認して異常がないことから高台窒素ガス分離装置を停止（同日 9:25）。その後も窒素ガス分離装置（B）の運転状態に異常がないことから、窒素ガス分離装置（B）による窒素封入を継続。

- ・淡水化装置（逆浸透膜式）において水の漏えいを確認（4月27日 9:17頃）。その後、同装置を停止（同日 9:30）。漏えいが発生した現場は堰内であり、漏えい水の海洋等への放出はない。床面への滴下量は約18リットルであり、現在、漏えい箇所をビニール袋で養生して滴下を防止。

漏えい水の表面線量率は、 β 線が7mSv/h、 γ 線が1mSv/h程度。

現場確認したところ、淡水化处理装置入口側配管の継ぎ手部より漏えいしていることを確認。漏えい箇所周辺弁の閉操作により漏えいは停止（同日 10:19）。漏えい水の分析結果は、以下のとおり。

I-131 検出限界値未満（ $< 3.19 \times 10^{-1} \text{ Bq/cm}^3$ ）

Cs-134 1.47 Bq/cm^3

Cs-137 2. 07 Bq/cm³

全γ濃度 4. 9 × 10¹ Bq/cm³

全β濃度 5. 4 × 10⁴ Bq/cm³

漏えい停止後に溜まり水の面積を再評価した結果、漏えい推定量を約 36 リットルに変更。

漏えい箇所を隔離し、類似箇所を点検した結果、問題がないことを確認したため、漏えい箇所を隔離した状態で淡水化装置（逆浸透膜式）の運転を再開（4月29日 10:07）。（運転再開後の現場確認を実施し、漏えい等の異常のないことを確認。）

- ・淡水化装置の蒸発濃縮廃液タンクにおいて空気抜き配管から水の漏えいを確認（4月29日 16:20 頃）。漏えいが発生した現場は砂利部分であり、漏えいの範囲は約 2m × 約 2m。当該タンク下に受け容器を設置し、漏えい拡大防止を実施。漏えい水の海洋へ繋がる排水溝等への放出はない。

湿った地面の表面線量率はγ線が 2mSv/h、β線が 0mSv/h、また、受け容器に溜まった水の表面線量率はγ線が 1mSv/h、β線が 0mSv/h で、周辺の雰囲気線量率と同程度。

空気抜き配管から水を一部抜くことにより、漏えいは停止（同日 19:10 頃）。漏えい水の分析結果は、以下のとおり。

I-131 検出限界値未満（< 2. 1 × 10⁰ Bq/cm³）

Cs-134 2. 9 × 10¹ Bq/cm³

Cs-137 4. 2 × 10¹ Bq/cm³

全β濃度 3. 9 × 10³ Bq/cm³

漏えいが発生したタンクから採取した上澄み水のサンプリングの結果は以下のとおり。

I-131 検出限界値未満（< 2. 1 × 10⁰ Bq/cm³）

Cs-134 2. 7 × 10¹ Bq/cm³

Cs-137 4. 0 × 10¹ Bq/cm³

全β濃度 4. 1 × 10³ Bq/cm³

漏えい水の分析結果とほぼ同一の値であることから、漏えいした水はタンク内の水であると判断（5月1日）。

2 原子力安全・保安院等の対応

【4月2日】

- ・東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）は平成23年10月28日～11月14日にかけて実施した福島第一原子力発電所第2号機格納容器内ガスの測定結果について、検出器の基礎データの設定の誤り等により計算結果に相違が生じたとして、平成23年11月17日に訂正。

本日、原子力安全・保安院は、本件について、原因を究明し、対策を講

じた旨の報告（（別添）「福島第一原子力発電所２号機の格納容器からのXe 135の検出について（平成23年11月4日付）」修正版）を東京電力から受理した。

【4月5日】

・原子力安全・保安院（以下「保安院」という。）は、東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）に対し、平成24年1月10日に発生した東京電力福島第一原子力発電所の淡水化装置濃縮水貯槽から放射性物質を含む水の漏えいを踏まえ、原因究明及び再発防止対策の実施等について指示。その後、2月3日に他の淡水化装置濃縮水貯槽から放射性物質を含む水が漏えいしたとの報告を受け、淡水化装置濃縮水貯槽からの漏洩防止への対応に万全を期するため、原因と対策及び放射性物質を含む水を保管している屋外の貯槽について点検すること等を指示し、2月8日に放射性物質を含む水を保管している屋外貯槽の点検結果についての報告を受理。（1月10日、2月3日、2月8日お知らせ済み）

本日（4月5日）、東京電力から原因の究明、再発防止対策及び環境への影響について報告受理。保安院としては、今後、提出された報告書について厳格に確認していく。

【4月6日】

・原子力安全・保安院は、平成23年6月6日付けで原子力事業者に発出した「平成23年東北地方太平洋沖地震を踏まえた新耐震指針に照らした既設発電用原子炉施設等の耐震安全性の評価結果の報告に係る原子力安全・保安院における検討に際しての意見の追加への対応について（追加指示）」に関連し、平成23年8月30日に東京電力株式会社から調査結果報告書を受領。（平成23年8月30日お知らせ済み）

また、同社から平成23年12月27日に湯ノ岳断層に関する追加調査結果報告書を受領。（平成23年12月27日お知らせ済み）

本日（4月6日）、東京電力株式会社からこれらの報告書に誤記がある旨の報告を受けた。

【4月17日】

・原子力安全・保安院は、東京電力株式会社に対し、平成24年1月10日及び2月3日に発生した東京電力福島第一原子力発電所の淡水化装置濃縮水貯槽からの放射性物質を含む水の漏えいを踏まえ、原因究明及び再発防止対策の実施、他の屋外貯槽の点検等について指示し、2月8日に他の屋外貯槽の点検結果について報告を受け、4月5日に原因の究明、再発防止対策及び環境への影響について最終報告を受理。（4月5日お知らせ済み）

昨日（4月17日）、4月5日に提出された内容について確認し、公表した。評価の結果は以下のとおり。

原子力安全・保安院の評価

○ボルト締め付け不足や熱的ゆるみ等の要因分析から、原因をシール材のゆるみやへたりにより生じたと推定していることは妥当。そのため冬季前に定期的に増し締めを行うことは適切な対策である。

○一方で、シール材等の経年劣化により貯槽内の放射性物質を含む水が漏えいする可能性があることから、貯槽の保全計画を早急に策定する必要がある。

・原子力安全・保安院は、平成23年12月19日、東京電力株式会社福島第一原子力発電所のトレンチ内で放射性物質を含む溜まり水を発見した件について、東京電力株式会社に対し、止水対策の検討、原因と再発防止対策、他のトレンチ等の巡視・点検計画の策定等について報告するよう指示し、3月30日、東京電力株式会社からトレンチの点検結果及び対策等について報告を受理。（3月30日お知らせ済み）

昨日（4月17日）、3月30日に提出された内容について確認し、公表した。評価の結果は以下のとおり。

原子力安全・保安院の評価

○共用プールダクト内の溜まり水への対応については、現場の放射線量が高く容易に接近できない現状においてやむを得ない。しかしながら、漏えいリスクを低減するため、高レベル汚染水の流入防止対策を今後検討していく必要がある。

○敷地内のトレンチ3ヶ所で確認された比較的高い濃度の放射性物質を含む溜まり水については、海水サンプリングの結果等から海域へ流出した可能性は極めて低いとしていることは理解。

○また、これら3ヶ所について、トレンチ内の堆積土砂の表面線量率やトレンチ等の接続高さ等から溜まり水の流入経路を推定しているのは妥当。また、2号機及び3号機の循環水ポンプ吐出弁ピット内の溜まり水について、タービン建屋への移送と止水工事を行うとしていることは、地下水の流入防止及び海域への漏えいリスクの低減の観点から適切。

【4月19日】

・原子力安全・保安院（以下、「保安院」という）は、平成24年2月6日から2月24日まで、東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）福島第一原子力発電所に対し、事故後、初めての保安検査を実施し、7設備に対する保守管理の基本となる設備毎の点検度、点検内容等の計画を定める保全計画が7設備の一部において策定されていないことを確認。そのため、3月19日、保安規定に対する「違反」等に対して嚴重注意するとともに原因の究明を行うとともに再発防止対策を策定し、4月19日までに報告するよう指示。原因究明及び再発防止対策の策定に係る報告を受理。保安院は、今後、東京電力から提出された報告を十分精査した上で、厳格に対処していく。

・原子力安全・保安院（以下「当院」という。）は、平成23年10月3日付けで、東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）に対して、「事故収束の道筋」のステップ2終了後、廃炉作業開始までの期間（中期；3年間程度）における安全確保の基本目標及び要件について、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所第1～4号機に対する「中期的安全確保の考え方」（以下「中期的安全確保の考え方」という。）を示し、それに適合するよう指示。併せて、同日付けで、東京電力に対し、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第67条第1項の規定に基づき、「中期的安全確保の考え方」に示される設備等への基本目標に対する施設運営計画及び安全性の評価について報告することを求め、「報告書（その1）」（平成23年12月6日改訂2）、「報告書（その2）」（平成24年3月7日改訂2、3月28日一部補正）、「報告書（その3）」（平成24年3月7日改訂）を受理。（平成23年12月7日、12月8日、12月15日お知らせ済）当院は、専門家からの意見を聴取しつつ、提出されたこれら報告書を慎重に評価し、「中期的安全確保の考え方」に示す基本目標及び要件に対し妥当な措置が講じられていることを確認し、本日、「報告書（その2）」及び「報告書（その3）」の評価結果について、原子炉等規制法第72条の3第2項に基づき、原子力安全委員会へ評価結果を報告。なお、「報告書（その1）」の評価結果については、平成23年12月12日に原子力安全委員会へ報告した。（12月12日お知らせ済み）

【4月23日】

・原子力安全・保安院（以下「当院」という。）は、平成23年10月3日付けで、東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）に対して、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所第1～4号機に対する「中期的安全確保の考え方」（以下「中期的安全確保の考え方」という。）を示し、それに適合するよう指示。併せて、同日付けで、東京電力に対し、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第67条第1項の規定に基づき、「中期的安全確保の考え方」に示される設備等への基本目標に対する施設運営計画及び安全性の評価について報告することを求め、東京電力から、「報告書（その1）」（平成23年12月6日改訂2）、「報告書（その2）」（平成24年3月7日改訂2、3月28日一部補正）、「報告書（その3）」（平成24年3月7日改訂）を受理。（平成23年12月7日、12月8日、12月15日お知らせ済）

昨日（4月23日）、東京電力から、「報告書（その2）」及び「報告書（その3）」の変更について報告を受理。

当院は提出された報告書の変更について、慎重に評価していく。

【4月26日】

・原子力安全・保安院（以下「保安院」という。）は、本日、東京電力より、東京電力福島第一原子力発電所（以下「発電所」という。）において、同発電所

免震重要棟の一部を非管理区域化し、管理区域と同等の管理を要しないエリアを設けることに関する報告書を受領。

これは、平成23年5月2日に東京電力からの報告※における放射線管理体制の検証を踏まえた対策のうち、発電所構内全体を管理区域と同等の運用管理に変更。

保安院は、当該報告内容を確認するとともに、評価結果を取りまとめ、公表。(4月26日)

※「福島第一原子力発電所の放射線業務従事者の線量限度を超える被ばくに係る原因究明及び再発防止対策の策定等について」の提出について

【4月27日】

- ・原子力安全・保安院（以下「保安院」という。）は、平成24年4月26日、東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）より東京電力福島第一原子力発電所（以下「発電所」という。）において、発電所免震重要棟の一部を非管理区域化し、管理区域と同等の管理を要しないエリアを設けることに関する報告書を受領した（平成24年4月26日お知らせ済み）。

4月27日、保安院は、報告書の内容を確認、評価した。

評価した内容は、下記のとおり。

（1）免震重要棟の非管理区域化について

- ①非管理区域の設定基準（空間線量率、空气中濃度、表面汚染密度）についてそれぞれ基準を下回るように低く達成できていること
- ②ゲートモニタを設置し出入管理ができること
- ③緊急時のマスク着用等に係る体制を構築し、不測の事態へ対応ができること

以上の点について、現地の保安検査官により、空間線量率、空气中濃度、表面汚染密度（平成24年4月26日時点）について基準を満たしていること、管理区域の境界が明確に規定され、ゲートモニタにより出入管理が一カ所で集約されていること、また、不測の事態への対応について、体制、手順の構築などが確認されたことから、運用を変更しても問題がないと判断。

（2）放射線業務従事者以外の免震重要棟における事故収束作業への従事について

非管理区域化された免震重要棟内における作業で受ける線量及び移動時に通過する管理区域と同等の管理を要するエリアでの線量レベルが、管理区域を設けて管理をする線量レベル（1.3mSv/3ヶ月）と比較して十分低く管理されていることから、運用の変更は妥当であると判断。

なお、非管理区域化された免震重要棟内での事故収束に係る作業等への従事の妥当性については、厚生労働省においても確認済み。

保安院は、免震重要棟内の一部を非管理区域として運用することについては妥当と判断したが、事故収束作業に携わる作業員の線量低減は優先して取り組むべき課題であり、その拠点である免震重要棟については、全体の非管理区域化が速やかに実施されるべきであり、保安院は、東京電力に対してその取り組みについて強く求めた。

【5月1日】

- ・原子力安全・保安院は、東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）に対し、東京電力福島第一原子力発電所第2号機の原子炉圧力容器底部における温度上昇を踏まえた対応について当院に報告を求めている（平成24年2月24日お知らせ済み）。

本日、平成24年5月分の報告書を受領した。

【5月2日】

- ・原子力安全・保安院は、東京電力株式会社に対し、汚染水の処理設備の稼働後速やかに、同社福島第一原子力発電所内の汚染水の貯蔵及び処理の状況並びに当該状況を踏まえた今後の見通しについて当院に報告を求めている（平成23年6月9日お知らせ済み）。

本日（平成24年5月2日）同社から報告書を受領。

<被ばくの可能性（5月2日14:00現在）>

1. 住民の被ばく

福島県は3月13日からスクリーニングを開始。避難所や保健所等で実施中（平日は8ヶ所、土日祝日は1ヶ所）。4月25日までに251,252人に対し実施。そのうち、100,000cpm以上の値を示した者は102人であったが、100,000cpm以上の数値を示した者についても脱衣等をし、再計測したところ、100,000cpm以下に減少し、健康に影響を及ぼす事例はみられなかった。

2. 従業員等の被ばく

3. 負傷者等の状況

3月7日午後1時55分頃、福島第二原子力発電所1号機海水熱交換機建屋地下1階（非管理区域）において、配管保温材修理作業に従事していた協力企業作業員1名が倒れているのを、別の協力企業作業員が発見。その後、同日午後2時36分、ドクターヘリを要請し、同日午後3時47分、いわき市総合磐城共立病院へ搬送。なお、作業員に意識はあり身体に外傷はなく、身体に放射性物質の付着がないことを確認。

4月17日午前10時20分頃、福島第二原子力発電所構内物揚場（非管理区域）において、福島第一原子力発電所の港湾内海底土被覆工事に従事していた作業員1

名が、係留船舶に取り付けられたタイヤと護岸に上半身を挟まれ負傷。その後、同日午前 10 時 25 分、119 番で救急車を要請し、同日午前 10 時 50 分、現場の医師の判断でドクターヘリを要請し、同日午前 11 時 41 分、いわき市立総合磐城共立病院へ搬送。なお、作業員に意識はあり、身体に放射性物質の付着がないことを確認。

<避難指示について>

- ・原子力災害対策本部は、「ステップ 2 の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」（平成 23 年 12 月 26 日）を踏まえ、平成 24 年 3 月 30 日に川内村、田村市及び南相馬市について、警戒区域及び避難指示区域等の見直しを行うことを決定した。このうち、川内村及び田村市においては、4 月 1 日 0 時を以て、警戒区域を解除し、避難指示区域を新たに避難指示解除準備区域等に見直しを行った。また、南相馬市においては、4 月 16 日 0 時を以て、警戒区域を解除し、避難指示区域を新たに避難指示解除準備区域等に見直しを行った。

<警戒区域への一時立入りについて>

- ・次の市町村で、住民の一時立入りを実施。

三巡目（※はマイカー持ち出し）

南相馬市（4 月 8 日、11 日※、14 日※）、富岡町（4 月 1 日、7 日、12 日※、15 日※）、浪江町（4 月 5 日、6 日、8 日、11 日※、14 日※）、双葉町（4 月 1 日、5 日、7 日、8 日、12 日※、15 日※）、大熊町（4 月 7 日、8 日、15 日※）、楢葉町（4 月 5 日、6 日、8 日、22 日※）

<避難指示区域の家畜の取扱い>

4 月 5 日原子力災害対策本部長から福島県知事に対し、平成 24 年 3 月 31 日時点において設定された警戒区域内に生存している家畜の取扱いについて、安楽死による処分、出荷の制限その他の管理等の対象家畜の所有者等への要請を指示。

<飲食物の出荷制限>

原子力災害対策本部長より、福島県、岩手県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、神奈川県知事に対して、以下の品目について、当分の間、出荷等を控えるよう指示。

また、平成 24 年 3 月 12 日、原子力災害対策本部は、検査計画、出荷制限等の設定・解除の考え方については、平成 24 年 4 月 1 日から新基準値が施行されることを踏まえ、以下のように整理した。

- ・検査については、過去の出荷制限の指示実績を踏まえて、2 群に分類された自治体毎に、過去の放射性セシウムの検出レベルに応じて設定された検査対象品目について行う。

- ・出荷制限・解除の対象区域は、汚染区域の拡がりや集荷実態等を踏まえ、市町村単位など県を分割した区域ごとに行うことも可能とする。
- ・基準値を超えた品目の出荷制限については、汚染の地域的拡がりを勘案しつつ総合的に判断。
- ・出荷制限等の解除は、原則として1市町村当たり3ヶ所以上、直近1か月以内の検査結果がすべて基準値以下となった品目・区域に対して実施。

(1) 出荷制限・摂取制限品目 (5月2日 14:00 現在)

都道府県	出荷制限品目及び対象市町村	摂取制限品目及び対象市町村
福島県	○原乳（田村市※¹、南相馬市※²、川俣町（山木屋の区域に限る）、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町※¹、飯舘村、葛尾村、川内村※¹） ○非結球性葉菜類（（ホウレンソウ、コマツナ等）すべて）（田村市※¹、南相馬市※²、川俣町（山木屋の区域に限る）、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村※¹、葛尾村、飯舘村） ○結球性葉菜類（キャベツ等）（田村市※¹、南相馬市※²、川俣町（山木屋の区域に限る）、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村※¹、葛尾村、飯舘村） ○アブラナ科の花蕾類（ブロッコリー、カリフラワー等）（田村市※¹、南相馬市※²、川俣町（山木屋の区域に限る）、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村※¹、葛尾村、飯舘村） ○カブ（田村市※¹、南相馬市※²、川俣町（山木屋の区域に限る）、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村※¹、葛尾村、飯舘村） ○シイタケ（露地で原木栽培されたもの：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市※¹、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町、飯舘村、葛尾村、川内村※¹、施設で原木栽培されたもの：伊達市、川俣町、新地町） ○なめこ（露地で原木栽培されたもの：相	○非結球性葉菜類（（ホウレンソウ、コマツナ等）すべて）（田村市※¹、南相馬市※²、川俣町（山木屋の区域に限る）、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村※¹、葛尾村、飯舘村） ○結球性葉菜類（キャベツ等）（田村市※¹、南相馬市※²、川俣町（山木屋の区域に限る）、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村※¹、葛尾村、飯舘村） ○アブラナ科の花蕾類（ブロッコリー、カリフラワー等）（田村市※¹、南相馬市※²、川俣町（山木屋の区域に限る）、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村※¹、葛尾村、飯舘村） ○シイタケ（露地で原木栽培されたもの：飯舘村）

川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、川内村、葛尾村、飯舘村) ○くま肉（福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、桑折町、国見町、川俣町、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村) ○イカナゴの稚魚（コウナゴ）（全域） ○ヤマメ（養殖を除く）（秋元湖、猪苗代湖、小野川湖、檜原湖及びこれら湖への流入河川（支流を含む。ただし、酸川を除く。）、太田川（支流を含む。）、新田川（支流を含む。）、日橋川のうち金川発電所の上流（支流を含む。）、真野川（支流を含む。）、阿武隈川（支流を含む。） ○ウグイ（秋元湖、猪苗代湖、小野川湖、檜原湖及びこれら湖への流入河川（支流を含む。ただし、酸川及びその支流を除く。）、日橋川のうち金川発電所の上流（支流を含む。）、真野川（支流を含む。）、阿武隈川のうち信夫ダム下流（支流を含む。） ○アユ（養殖を除く）（阿武隈川のうち信夫ダムの下流（支流を含む。）、真野川（支流を含む。）、新田川（支流を含む。） ○イワナ（養殖を除く）（秋元湖、小野川湖、檜原湖及びこれら湖への流入河川（支流を含む。）、酸川の支流、只見川のうち本名ダムの下流（支流を含む。）、長瀬川（酸川との合流点から上流の部分に限る。）、日橋川のうち金川発電所の下流（支流を含む。ただし、東山ダムの上流を除く。）、阿武隈川（支流を含む。） ○コイ（養殖を除く）（秋元湖、小野川湖、	○イカナゴの稚魚（コウナゴ）（全域） ○ヤマメ（養殖を除く）（新田川（支流を含む））
--	--

	檜原湖及びこれら湖への流入河川（支流を含む。）、阿賀川のうち大川ダムの下流（支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。）、長瀬川（酸川との合流点から上流の部分に限る。)) ○フナ（養殖を除く）（秋元湖、小野川湖、檜原湖及びこれら湖への流入河川（支流を含む。）、阿賀川のうち大川ダムの下流（支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。）、長瀬川（酸川との合流点から上流の部分に限る。）、真野川（支流を含む。))	
岩手県	○シイタケ（露地で原木栽培されたもの：陸前高田市、住田町、大船渡市、一関市、釜石市、奥州市、平泉町、大槌町） ○牛^{※3}（全域）	
宮城県	○シイタケ（露地で原木栽培されたもの：仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、登米市、栗原市、蔵王町、村田町、丸森町、加美町、南三陸町、大崎市、東松島市） ○クサソテツ（コゴミ）（栗原市、大崎市） ○牛^{※3}（全域） ○スズキ（仙台湾） ○阿武隈川（支流も含む。）で採捕されたヤマメ及びウグイ ○タケノコ（白石市、丸森町）	
茨城県	○シイタケ（露地で原木栽培されたもの：土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町、施設で原木栽培されたもの：土浦市、鉾田市、茨城町） ○タケノコ（石岡市、龍ヶ崎市、取手市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、利根町、東海村、北茨城市、大洗町） ○茶（水戸市、日立市、土浦市、石岡市、	

	結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美浦村) ○いのしし肉※⁴ (全域) ○シロメバル (茨城県沖) ○スズキ (茨城県沖) ○ニベ (茨城県沖) ○ヒラメ (茨城県沖) ○アメリカナマズ (養殖を除く) (茨城県霞ヶ浦水系※⁶) ○ギンブナ (養殖を除く) (茨城県霞ヶ浦水系※⁶)	
栃木県	○シイタケ (露地で原木栽培されたもの : 宇都宮市、足利市、栃木市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町、施設で原木栽培されたもの : 大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町、芳賀町) ○なめこ (露地において原木栽培されたもの : 日光市、那須塩原市) ○くりたけ (露地で原木栽培されたもの : 鹿沼市、矢板市、大田原市、那須塩原市、足利市、佐野市、真岡市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町) ○タラノメ (野生のもの : 大田原市、矢板市、<u>那須町</u>) ○<u>タケノコ (那須塩原市、那須町)</u> ○<u>くさそてつ (ごみ) (大田原市、那須町)</u> ○こしあぶら (野生のもの : 大田原市、那	

	<u>須町、茂木町)</u> <u>○さんしょう（野生のもの：宇都宮市、日光市）</u> ○茶（鹿沼市、大田原市、栃木市） ○牛※ ³ （全域） ○いのしし肉※ ⁴ （全域） ○しか肉（全域）	
群馬県	○茶（桐生市、渋川市） ○ヤマメ（養殖を除く）（吾妻川のうち岩島橋から吾妻川取水施設までの区間（支流を含む。）、薄根川（支流を含む。）、小中川（支流を含む。）、桃ノ木川（支流を含む。））	
千葉県	○シイタケ（露地で原木栽培されたもの：佐倉市、流山市、我孫子市、君津市、印西市、白井市、千葉市、八千代市） ○タケノコ（木更津市、柏市、市原市、船橋市、八千代市、我孫子市、白井市、栄町、芝山町） ○茶（野田市、成田市、勝浦市、八街市、富里市、山武市）	
神奈川県	○茶（湯河原町）	

※ 1：福島第一原子力発電所から半径 20km 圏内の区域に限る

※ 2：福島第一原子力発電所から半径 20km 圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る

※ 3：県外への移動（12 月齢未満の牛のものを除く）及びと畜場への出荷を制限。ただし、県が定める出荷・検査方針に基づき管理されるものはこの限りでない。

※ 4：県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるものは解除。

※ 5：福島県広野町、楢葉町（福島第一原子力発電所から半径 20 キロメートル圏内の区域を除く。）、川内村（福島第一原子力発電所から半径 20 キロメートル圏内の区域を除く。）、田村市（都路町、船引町横道、船引町中山字小塚及び字下馬沢、常葉町堀田、常葉町山根並びに市内国有林福島森林管理署 251 林班の一部、252 林班、253 林班の一部、258 林班から 270 林班まで、283 林班から 300 林班まで及び 301 林班から 303 林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径 20 キロメートル圏内の区域を除く。）、南相馬市（福島第一原子力発電所から半径 20 キロメートル圏内の区域、福島第一原子力発電所から半径 20 キロメートル以上 30 キロメートル圏内の区域のうち原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字

横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城並びに市内国有林磐城森林管理署 2004 林班から 2087 林班まで、2088 林班の一部、2089 林班から 2091 林班まで、2095 林班から 2099 林班まで及び 2130 林班の区域を除く。)、福島市(旧福島市(渡利、小倉寺及び南向台を除く。)、旧平田村、旧庭塚村、旧野田村、旧余目村、旧下川崎村、旧松川町及び旧金谷川村の区域に限る。)、伊達市(旧月舘町(月舘町月舘(関ノ下、松橋川原、川向及び舘ノ腰に限る。))及び月舘町御代田(北、東、西及び新堀ノ内に限る。))に限る。)、旧掛田町(霊山町山野川に限る。)、桂沢村(保原町所沢(明夫内田、久保田、田仲内、西郡山、菅ノ町、河原田、東深町、西深町及び東田に限る。))及び保原町柱田(狭田、平、宮ノ内、前田、稲荷妻、砂子下及び根岸に限る。))に限る。)、旧堰本村(梁川町大関(寺脇、清水、清水沢、松平、久保、棚塚、里クキ、山ノ口、宝木沢、笠石及び上ノ台を除く。))、梁川町新田及び梁川町細谷に限る。)、旧石戸村、旧上保原村、旧霊山村、旧小手村及び旧富野村(梁川町八幡に限る。))の区域に限る。)、二本松市(旧渋川村(渋川及び米沢に限る。))、旧岳下村、旧小浜町、旧塩沢村、旧木幡村、旧戸沢村、旧石井村、旧新殿村、旧大田村(岩代町)及び旧大田村(東和町)の区域に限る。)、本宮市(旧白岩村、旧和木沢村(白沢村)及び旧本宮町の区域に限る。)、桑折町(旧半田村及び旧陸合村の区域に限る。))及び国見町(旧大木戸村及び旧小坂村の区域に限る。))

※ 6 : 霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川

(2) 水道水の飲用制限の要請 (5 月 2 日 14:00 現在)

制限範囲	水道事業 (対象自治体)
利用するすべての住民	なし
乳児	なし
・対応を継続している水道事業	なし
・対応を継続している水道用水供給事業	なし

(3) 稲の作付制限 (4 月 25 日 14:00 現在)

4 月 5 日原子力災害対策本部長から福島県知事に対して、福島県の以下の地域の平成 24 年産稲の作付制限を指示。

福島第一原子力発電所から半径 20 キロメートル圏内の区域並びに葛尾村(福島第一原子力発電所から半径 20 キロメートル圏内の区域を除く。)、浪江町(福島第一原子力発電所から半径 20 キロメートル圏内の区域を除く。)、飯舘村、川俣町(山木屋並びに町内国有林福島森林管理署 161 林班から 165 林班まで及び 167 林班の区域に限る。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径 20 キロメートル以上 30 キロメートル圏内の区域のうち原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城並びに市内国有林磐城森林管理署 2004 林班から 2087 林班まで、2088 林班の一部、2089 林班から 2091

林班まで、2095 林班から 2099 林班まで及び 2130 林班の区域に限る。）、福島市（旧国に村及び旧福島市（渡利、小倉寺及び南向台に限る。）の区域に限る。）、伊達市（旧月舘町（月舘町月舘（関ノ下、松橋川原、川向及び舘ノ腰を除く。）、月舘町布川及び月舘町御代田（北、東、西及び新堀ノ内を除く。）に限る。）、旧小国村、旧掛田町（霊山町掛田に限る。）、旧富成村、旧柱沢村（保原町所沢（明夫内田、久保田、田仲内、西郡山、菅ノ町、河原田、東深町、西深町及び東田を除く。）及び保原町柱田（狭田、平宮ノ内、前田、稻荷妻、砂子下及び根岸を除く。）旧堰本村（梁川町大関（寺脇、清水、清水沢、松平、久保、棚塚、里クキ、山ノ口、宝木沢、笠石及び上ノ台に限る。）に限る。）の区域に限る。）二本松市（旧渋川村（吉倉に限る。）の区域に限る。）及び相馬市（旧玉野村の区域に限る。）

本資料は、4月以降の情報を掲載しており、3月以前の情報については、以下の URL より閲覧できます。

http://www.nisa.meti.go.jp/earthquake/information/information_index.html